

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第1号）

令和2年9月3日(木)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
 - 1 議案の提出について
 - 2 監査結果について
 - 3 財政健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 4 継続費精算報告書について
 - 5 損害賠償の額の決定及び和解について
 - 6 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告について
 - 7 尾張土地開発公社経営状況について
 - 8 株式会社長久手温泉の経営状況について
 - 9 議案説明員について
- 第4 認定第1号令和元年度長久手市一般会計決算認定についてから認定第8号令和元年度長久手市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についてまで（議案の上程、提案者の説明、監査委員の決算審査意見報告）
- 第5 議案第58号令和2年度長久手市一般会計補正予算（第7号）から議案第67号長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定についてまで（議案の上程、提案者の説明）
- 第6 同意案第12号長久手市教育委員会の教育長の任命について（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）
- 第7 同意案第13号長久手市教育委員会の委員の任命について（議案の上程、提案者の説明、議案に対する質疑、討論採決）

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第2号）

令和2年9月4日（金）午前10時開議

第1 諸般の報告に対する質疑

第2 認定第1号から認定第8号まで及び議案第58号から議案第67号まで
（議案に対する質疑、委員会付託）

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第3号）

令和2年9月15日(火)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第4号）

令和2年9月16日(水)午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第5号）

令和2年9月17日（木）午前9時30分開議

第1 一般質問
（個人質問）

令和2年第3回長久手市議会定例会議事日程（第6号）

令和2年9月30日(水)午前10時開議

第1 認定第1号から認定第8号まで及び議案第58号から議案第67号まで
（委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決）

第2 議員派遣の件

総務くらし建設委員会

議案番号 件 名

議案第 6 2 号 リニモテラス公益施設条例の制定について

議案第 6 4 号 長久手市景観条例の制定について

議案第 6 5 号 長久手市都市緑化基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 6 号 長久手市農村集落家庭排水施設事業分担金徴収条例等の一部を改正する条例について

教育福祉委員会

議案番号 件 名

議案第63号 長久手市子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

議案第67号 長久手市児童発達支援センターの指定管理者の指定について

予算決算委員会

議案番号	件名
認定第 1 号	令和元年度長久手市一般会計決算認定について
認定第 2 号	令和元年度長久手市国民健康保険特別会計決算認定について
認定第 3 号	令和元年度長久手市土地取得特別会計決算認定について
認定第 4 号	令和元年度長久手市介護保険特別会計決算認定について
認定第 5 号	令和元年度長久手市後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 6 号	令和元年度長久手市卯塚墓園事業特別会計決算認定について
認定第 7 号	令和元年度長久手市公園西駅周辺土地区画整理事業特別会計決算認定について
認定第 8 号	令和元年度長久手市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について
議案第 5 8 号	令和 2 年度長久手市一般会計補正予算（第 7 号）
議案第 5 9 号	令和 2 年度長久手市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 6 0 号	令和 2 年度長久手市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 1 号	令和 2 年度長久手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

会議録作成支援システム導入にあたって

1 導入時期及び活用目的

- ・令和2年9月から導入 ※準備整い次第テスト活用
- ・当面、委員長（分科会長）報告等会議録作成事務の補助ツールとして用いる。

2 システムを活用する委員会

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、新型コロナウイルス感染症対策会議

3 システムの特徴等

- ・ユーザーIDとパスワードでシステムにアクセスし、ICレコーダーに録音した音声ファイルをクラウドシステムにアップロードする。音声文字変換処理が終わると、処理完了メールが届く。
- ・反訳は、録音時間と同程度の時間がかかる。リアルタイム反訳ではない。

※会議時間120分の場合

会議前半（概ね60分）でIC録音データを反訳のためシステムにあげる。
（約2分休）

→会議終了頃、前半部分の会議録が反訳される。後半部分をシステムにあげる。
約60分（会議終了）後、後半部分が反訳される。会議録として集約する。

4 システムの効果（音声認識度）を上げるために

◆議員

- ・委員長の指名後、マイクスイッチを入れ、マイクの正面から話す。
※システムは音を等しく拾うため、指名された委員（会員）のみ発言する。
- ・はっきり、早口にならず発音する。

◆事務局

固有名詞等は正確に反訳されない可能性大。システムに接続し、固有名詞を登録して学習させる。

5 システム導入に伴う課題 ※要点筆記か全文筆記か

- ◆会議録を全文筆記とするか現状の要点筆記とするのかの検討が必要である。
委員会会議録を市議会ホームページに掲載する場合、キーワードの検索サービスがない。
→当面は要点筆記が望ましい。

長久手市議会基本条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第22条 議会は、一般選挙を経た任期中に、_____この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。</p> <p>2 (略)</p>

議員報酬、期末手当の改正手法について

長久手市議会基本条例に次のように定められています。

(議員報酬)

第20条 議員報酬は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の趣旨を踏まえ、議員活動に専念できる制度的な保障、公選としての職務や責任等を考慮し、別に条例で定める。

2 議会は、議員報酬の改正に当たっては、社会経済情勢及び市の財政状況並びに類似団体における議員報酬との比較、市民及び学識経験を有する者からの意見等により検討を行い、客観的な判断に基づき提案しなければならない。

【解説】 解説

議員報酬は、地方自治法第203条第1項及び第4項により条例で定めなければならないと規定されています。本市では、「長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」で議員報酬が定められています。

本条例では、議員報酬を改正する場合は、社会経済情勢及び市の財政状況、類似団体等の調査比較、市民や有識者からの意見聴取などによる検討を行い客観的な判断に基づき提案しなければならないと定めています。

また、「長久手市特別職報酬等審議会条例」に基づき、市長へ長久手市特別職報酬等審議会の開催を要請することもできます。

よって提案する仕組みを検討する必要がある。

本来なら、議会において予算を含め「条例」、「規約」を整備し、審議会を設置するのがよいが、委員の公正公平な選考、情報収集等、まだその体制が整わないこと、議会運営委員会の議論では、長久手市特別職報酬等審議会（以下「報酬審」という。）で審議していただくのが現実的との判断であったので、次のとおりとする。

スケジュール

1. 例年毎年8月頃に人事院勧告が発表される。
2. 8～10月 議会として客観的判断を求めるために、議会運営委員会にて、報酬審に議員報酬の額及び期末手当の率について市長へ諮問を依頼するかを決定する。(毎年、諮問を依頼するか否かは議会でまず議論する。)
3. 諮問することとなった場合は、諮問するため報酬審の開催と議員報酬の額及び期末手当の率を示して、議長名で市長に諮問の依頼をする。
4. 報酬審の委員の人選は、執行部にお任せする。公募委員は募集期間に余裕を持って決定していただくため諮問の依頼は10月末を目安とする。
(なお、必要があれば議会として、委員の推薦はできるものとするが、委員の決定権はあくまで執行部側にあるものとする。)
5. 報酬審の開催時期は、例年どおりとする。(1月下旬から2月上旬に開かれることが多い。)
6. 報酬審の答申は、市長から議会にそのまま示されるように配慮願う。(執行部意見は付さない。)
7. 報酬審答申は尊重するものとし、その意見を基に議会運営委員会にて議案を提案するものとする。
8. 提案時期は、例年どおり第1回定例会とする。

赤字は現行のマニュアルからの修正部分
青字は 7/13 の意見を反映した部分

平成 28 年 5 月 18 日施行

大規模災害時等における市議会の対応に関する規定

(災害対策行動マニュアル)

1 目的

長久手市議会は、大規模災害等の緊急事態発生時において、市民の生命、身体及び財産の安全と安心を確保するため、市長等と協力し、議会としての体制を整えることを目的とする。

2 災害対策会議の設置

長久手市議会議長（以下、議長）は、大規模災害等発生のおそれがある場合において、迅速な情報共有と意思決定が可能な体制を整えるため、長久手市議会災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を設置することができる。

3 基本方針

議長は、下記の場合に副議長とともに市議会の災害対応を統括する。

- (1) 市内で震度 5 強以上の地震が発生したとき
- (2) 大雨、洪水、暴風、火災等により市内に甚大な被害が生じたとき
- (3) 種々感染症等、市民に重大な健康危機が発生するおそれがある場合

4 基本姿勢

長久手市議会（以下、市議会）は、下記の対応を基本とする。

- (1) 長久手市災害対策本部等（以下、「市対策本部等」という。）が迅速、かつ円滑に応急活動ができるよう最大限の協力、支援をする。
- (2) 国、県、関係各機関に必要な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みをバックアップすること。
- (3) 広域的な応援体制が必要と判断したときは、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。
- (4) 大規模災害時にあつては、議員や職員のみならず、庁舎の被災も想定されるため、状況に応じた柔軟かつ的確な対応をする。

5 行動原則

議員は、長久手市地域防災計画等に定める市対策本部等が設置された場合は、その所在を議会に報告し連絡体制を整える。また、大規模な自然災害が発生した場合は、自身及び家族の安全を第一とし、連絡手段が確保できたときは、自

身及び周辺の被災状況を議会に報告する。招集があるまでは一市民として、応急対策等に参加すること。その際は市民の安全の確保と不安の払しょくを優先し対処するよう心がけること。また、**新型インフルエンザ等の感染症拡大による災害時が発生した場合は、自身及び家族の感染予防に努め、市民の被害状況の把握と不安の払しょくを優先し、対処するよう心がけること。**

6 行動基準

◆自然災害発生時

(1) 初動期

◇災害発生 24 時間以内

初動期においては、議員の安否を確認し、連絡体制を構築する。

ア 各議員は、議会事務局と連絡を取り、安否状況、連絡先、被害の状況を報告する。連絡のない議員に対しては、議会事務局から安否及び連絡先の確認をする。

イ 議長（議長に事故あるときは別表のとおり）は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議長及び副議長は、速やかに議会控室に参集する。

ウ 議員は、自身の安全を確保したうえで、居住地域等において救援・救護活動をするとともに、情報収集に努める。

エ 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。

オ 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。この場合、残りの議会事務局職員は、議長の命を受け事務に従事する。

◇災害発生 72 時間以内

ア 議長は、状況に応じて議会対応を協議する災害対策会議（以下、「対策会議」という。）を行うため、議員を議員控室へ招集する。ただし、議員控室が使用できない場合は、議長が別に定める。

イ 必要に応じて、議長及び副議長は、災害地視察をする。

ウ 議員の参集は原則徒歩とし、自己の飲料水、食料等を必要に応じて携行する。

(2) 中期（災害発生後おおよそ1週間以内）

中期においては、対策会議に参集し、議長の指揮の下、被災地、避難所における情報収集を行うとともに、市対策本部との情報共有をする。

ア 対策会議は、市対策本部から収集した情報、調査結果等を共有するとと

もに、次の事項について協議する。

- ・今後の活動方針
- ・調査活動スケジュール
- ・調査概要（調査場所、調査項目、調査方法等）
- ・役割分担（被災地、避難所等への議員派遣等）

イ 議員は、対策会議で担当することとなった被災地や避難所に赴き、被災状況等を調査し、結果を議長へ報告する。また調査の際、市民から質問や意見等があれば、市対策本部からの情報に基づき、相談又は助言をする。

ウ 議長は、調査結果を集約し、市対策本部へ報告する。

(3) 後 期（災害発生後 1 週間以降） 市対策本部との連携の下に、復旧・復興に向けた市の取組等について検討する。

ア 復旧・復興に必要な施策、国、県など関係機関に対する要望事項等を調査し、結果を議会が取りまとめる。

イ 議長は、調査結果を市対策本部に提供する。

◆新型インフルエンザ等感染症発生時

- (1) 議長（議長に健康被害があるときは別表のとおり）及び副議長は、議会事務局と連絡を取り、市対策本部が設置されたときは、議員控室に参集する。
- (2) 議会事務局長及び議会事務局指定職員は、市対策本部の状況を議長に報告し、議会からの要請等を市対策本部に報告する。
- (3) 議員は、緊急の場合を除き、市対策本部への要望及び提言については、原則議長（議会事務局）を窓口として行う。
- (4) 議員及び議会事務局は、傍聴者を含め、議会内における健康被害防止策を速やかに実施する。（マスクの着用、検温、換気、三密回避の徹底等）
- (5) 議員は、議会事務局と連絡を取り、健康状態を報告する。

7 その他

大規模災害時等でも議会機能を維持するという根幹的な役割を果たせるよう、平時から会議の方法や、市民が傍聴できるしくみ作りについて検討し備えておく。

8 この規定に定めがないものは議員が協議して定める。

9 平成 8 年 9 月 4 日制定の「大震災発生時における市議会の応急活動等について」は廃止する。

附 則

この規定は、令和〇年〇月〇日から施行する。感染症等について追記。

政務活動費の運用指針について

資料 2

議会基本条例第7条 政務活動費について

議員は、長久手市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年長久手町条例第8号）の規定により交付を受けた政務活動費について、その適正な執行に努め、市民に対して用途を公開し、その用途について説明責任を担うものとする。

「政務活動費を充てることができる経費の範囲の運用指針」の見直しを検討するため、7月13日開催の議会運営委員会で各会派から出された意見をまとめた。

各会派・無会派の意見

改革ながくて	芯政クラブ	長久手グローバルネット	無会派
<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動費は自己研鑽の費用であるため使って欲しい。 ・研修に行き、その後、近隣の市町でも調査できるよう改善してほしい。 	時代に即した内容があれば提案したい。	提案のまとめを配布済み。	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの議員は現状で良い。 ・オンラインの購読やWEBによる新聞購読を加えても良い。 ・Wi-Fiのルーターを購入できるようにする。 ・金額をあげてほしい。

※近隣市の政務活動費

日進市 1人につき年額150,000円（月額12,500円）

豊明市 1人当たり年額150,000円（月額12,500円）

尾張旭市 1人当たり年額150,000円（月額12,500円）

瀬戸市 1人につき年額150,000円（月額12,500円）

※ただし、改選期は年額137,500円（11か月分）

東郷町 1人につき年額120,000円

※ただし、改選期は年額110,000円（11か月分）

「政務活動費の運用指針」見直し案

令和2年6月1日 議会運営委員会資料

長久手グローバルネット

オレンジファイル P73-96 参照

- ① 政務活動費、政務活動についての記載（根拠）を加える。
- ② 政務活動費の内容（P75-79）が「議員が要する経費」となっているため会派活動での支出ができない現状があるため、「議員（会派）が要する経費」と見直す。
- ③ 調査研究と研修などを組み合わせての運用ができない現状であるため政務活動の範囲であれば政務活動費を充当することができるように見直す。
- ④ キャンセル料の規定が無い場合、公務による取り消し、災害などの理由によって支出できるように見直す。
- ⑤ 調査研究費 P75 は市の事務調査なども含むため具体的事例に「燃料費」「電話代」「通信費」を加えるよう見直す。申し合わせが「実施日の2週間前までに行程表を添付して議長に提出」となっているが、「実施日までに行程表を提出」と見直す。（研修の場合は出席の事前通知は必要無く「実施後1月以内に報告書などを提出」となっている。）
- ⑥ 会議費 P77 は「市政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費」となっているが、「議員（会派）が政務活動を目的として開催する勉強会」「議員（会派）が会議へ参加」の場合も含め、具体的運用に「交通費、宿泊費」「会費（参加者負担金）」「講師謝礼等」を加えるように見直す。研修会議費と会議費を合わせて費目も良いのではないかと。（津山市議会）また、申し合わせ事項に「3 市政報告会を開催した場合は日時、場所、参加人数を〇〇以内に議長に報告する。」を加える。
- ⑦ 資料作成費 P77 は具体的事例に「紙代」「事務機器リースレンタル料」「消耗品購入費用」「作成委託費等」「市民へのアンケート活動費」を加えるよう見直す。あわせて申し合わせも見直す。
- ⑧ 資料購入費 P78 は具体的事例に「有料データベース利用料」「パソコンソフト料」を加えるよう見直す。
- ⑨ ⑥⑦は議員タブレットが導入された場合には、項目を行政調査費などとし、「通信費」を政務活動費に含むかなどの議論が必要になる。
- ⑩ 広報費 P79 は具体的事例に「ホームページ作成・維持管理費」を加えるよう見直し、申し合わせ事項「7 ホームページの作成委託費は対象としない」を「・・・対象とする」と見直す。
- ⑪ 人件費、事務所費、要請・陳情活動費の項目が必要かどうかを見直す。
- ⑫ その他 P80 を見直す。その他には、用途の「適正化」のため支出対象外の経費を記載する内容と運用指針の見直しの場を記載している。
- ⑬ その他政務活動費の運用指針に必要な見直しについて各会派・無会派で見直し案をまとめる。